



資料編

資料 1. 稲城市環境基本条例

稲城市環境基本条例

平成 15 年 3 月 31 日

平成 15 年稲城市条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 各主体の責務（第 4 条－第 7 条）

第 3 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 8 条－第 17 条）

第 4 章 環境管理（第 18 条）

第 5 章 環境パートナーシップによる環境の保全等の推進（第 19 条－第 21 条）

第 6 章 環境審議会（第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

付則

前文

稲城市は、古来、多摩丘陵や多摩川、三沢川、大丸用水などの「緑」と「水」に代表される豊かな自然環境に恵まれている。人々はその恩恵を受けて、生命をはぐくみ、文化を伝承しながら活力ある今日の稲城市を築いてきた。私たちは、この良好な環境を享受するとともに、これを将来の世代に継承していく責務を担っている。

私たちの暮らしは、高度経済成長により確かに豊かになった。しかし、大量消費、大量廃棄による環境の悪化は、私たちの身近な所から地球規模に至るまで、一層の広がりを見せている。このような問題を解決するためには、今こそ、これまでの社会経済システムやライフスタイルを見直し、稲城市にとってふさわしい持続的発展が可能な循環型のまちを築かなければならない。同時に、一人ひとりが地球規模の観点から身近な環境問題を自覚し、一歩ずつ着実に行動する必要がある。

稲城市では、このような考え方に立って、人と自然、人と人とが共生できる環境のまち稲城を将来の世代に伝えるために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者、市民及び学校の責務を明らかにするとともに、市域の特性に即した環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 循環型社会 資源採取、生産、流通、消費、廃棄その他の社会経済活動の全段階を通じて、資源及びエネルギーの一層の循環及び効率的利用並びに廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を図る等、社会経済システムにおける物質の循環を確保することにより、環境への負荷が低減された社会をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に起因する生活環境の侵害であつて、大気汚染、水質汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ又は生活が阻害されることをいう。
- (4) 環境パートナーシップ すべての者が、環境の保全等を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。
- (5) 環境マネジメントシステム 自主的に環境の保全等の取組を進めていくために、環境目標を設定し、計画、実行、評価、改善する体制その他これらに関する手続をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、環境パートナーシップを背景とした自主的かつ積極的な行動により推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、市域における事業活動及び日常生活において、十分に配慮されなければならない。

第2章 各主体の責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じ、次に掲げる事項に関し施策を策定し、及びこれを推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全等に関すること。
- (3) 自然環境と調和した都市環境の確保に関すること。
- (4) 良好な景観及び歴史的文化的環境の保全に関すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進に関すること。
- (6) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。
- (7) 環境への負荷を低減するための環境パートナーシップによる行動の促進に関すること。
- (8) 地球温暖化防止などの地球環境の保全等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、基本理念にのっとり、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う環境への負荷を低減し、及び公害その他環境汚染を予防するため、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の製造、販売、使用又は廃棄による環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 市が推進する環境の保全等に関する施策に協力するとともに、地域の環境の保全等に関する取組に積極的に参加し、又は協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全等に自ら取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境の保全等に関する施策に協力するとともに、地域の環境の保全等に関する取組に積極的に参加し、又は協力すること。

(学校の責務)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 家庭や地域社会と協力して、環境の保全等に関する活動に積極的に取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境の保全等に関する施策に協力すること。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、稲城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 稲城市が目指す目標
- (2) 前号の目標を達成するために、重点的に取り組むべき施策
- (3) 前号の施策を推進するための点検体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及び学校の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の尊重)

第9条 市は、環境に関する施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画を尊重しなければならない。

(環境配慮指針)

第10条 市長は、事業者、市民及び学校が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境配慮指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境配慮指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者、市民及び学校の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、環境配慮指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境配慮指針の変更について準用する。

(指導、助言等)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、指導、助言等を行うことができる。

(規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼす行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するためこれらを阻害する行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、特に必要があるときは、必要な規制の措置を講ずることができる。

(誘導的措置)

第13条 市は、率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、環境への負荷を低減させるため、特に必要があるときは、経済的負担を課する措置を講ずることができる。

(調査、監視及び測定の実施)

第14条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全等に関する施策の策定及び推進のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

(環境報告書の作成及び公表)

第15条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の評価を明らかにするため、環境報告書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

(市民意見の反映)

第16条 市は、第8条第3項及び第10条第2項（これらの規定を準用するものを含む。）に定めるもののほか、環境の保全等に関する施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、東京都等との連携)

第17条 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

第4章 環境管理

(環境管理の実施)

第18条 市は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムを確立して環境管理を行うよう努めるものとする。

第5章 環境パートナーシップによる環境の保全等の推進

(環境学習の推進)

第19条 市、事業者、市民及び学校は、環境の保全等についての理解を深め、環境の保全等に関する意識の向上を図るとともに、環境への取組が推進されるよう、互いに環境学習の機会の提供及び情報の交換に努めるものとする。

(相互協力)

第20条 市、事業者、市民及び学校は、自発的に行う環境の保全等に関する活動を推進するため、互いに協力するよう努めるものとする。

(広域的協力)

第21条 事業者、市民及び学校は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動を行うに当たっては、他の地域の人々及び他の地方公共団体とも協力するよう努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境の保全等に関する必要な事項を調査審議させるため、稲城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議し答申するほか、必要があるときは市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画の進行管理及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項（稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例（昭和49年稲城市条例第23号）第23条第2項及び稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年稲城市条例第32号）第7条第2項及び第3項に規定された事項を除く。）

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

資料2. 策定経緯

日付	会議名	検討内容
令和4年 5月31日	第1回 庁内検討委員会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画 策定の流れ ○ 市民・事業者アンケートについて
6月22日	第1回 環境審議会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画の策定について ○ 市民・事業者アンケート調査（案）について
9月12日	第2回 庁内検討委員会	○ 市民・事業者アンケート 調査 結果の速報 について ○ 施策実施状況調査結果の報告について ○（仮称）第三次稲城市環境基本計画（第1章～第3章）について
9月26日	第2回 環境審議会	○ 市民・事業者アンケート調査結果の速報について ○（仮称）第三次稲城市環境基本計画（第1章～第3章）について
11月10日	第3回 庁内検討委員会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画の素案について
11月30日	第3回 環境審議会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画の素案について
令和5年 2月28日	第4回 庁内検討委員会	○ 意見公募の結果について（報告） ○ 第三次稲城市環境基本計画（案）について
3月7日	第4回 環境審議会	○ 意見公募の結果について（報告） ○ 第三次稲城市環境基本計画（案）について

資料3. 稲城市環境審議会名簿

条例区分	氏名	所属団体など
学識経験者【会長】	半 智史	東京農工大学大学院農学研究院
市民【副会長】	松本 裕一	稲城市廃棄物減量等推進審議会
市民	井川 眞知子	稲城市まちをきれいにする市民協議会
市民	石橋 みや子	稲城市自然環境保全審議会
市民	増田 幸雄	稲城市自治会連合会
事業者	阿部 浩宣	稲城市商工会
事業者	桂田 良子	稲城市商工会
学識経験者	安藤 恵介	東京農工大学大学院農学研究院
関係行政機関	跡邊 昭枝	稲城市立中学校 校長会
関係行政機関	高橋 裕之	稲城市立小学校 校長会

資料 4. 諮問・答申

●諮問

稲環緑第 449 号
令和 4 年 6 月 22 日

稲城市環境審議会
会長 殿

稲城市長 高橋 勝浩



(仮称)第三次稲城市環境基本計画について(諮問)

このことについて、稲城市環境基本条例第 22 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

(仮称)第三次稲城市環境基本計画の策定について

2 諮問理由

本市では、稲城市環境基本条例に示される基本理念の実現に向け、平成 15 年 3 月に策定いたしました「稲城市環境基本計画」をはじめ、平成 25 年 3 月には、「第二次稲城市環境基本計画」を策定し、環境施策に取り組んでまいりました。

この間、2015 年(平成 27 年)9 月には、国連総会において持続可能な開発目標 SDGs が採択され、地球環境の保全と利用のバランス、自然が共存する「持続可能な世界」の実現に向けた動きが世界的に広がってまいりました。

他方ではプラスチックごみの廃棄量増大に伴う海洋汚染といった環境破壊の深刻化や、近年の急激な気温上昇により、異常気象の発生を招き、災害や豪雨、猛暑が世界規模で発生しています。

こうした状況から、2018 年(平成 30 年)に ICPP では「1.5℃特別報告書」が公表され、2050 年(令和 32 年)カーボンニュートラル実現への機運が高まり、我が国においても 2020 年(令和 2 年)10 月に、「2050 年(令和 32 年)までの脱炭素社会の実現(カーボンニュートラル)」を目指すとしており、国を挙げての取り組みが推進されることとなりました。

こうした状況を踏まえ、第二次稲城市環境基本計画の計画期間が令和 4 年度末に終了することから、続く令和 5 年度からの 10 年間を計画期間とする「(仮称)第三次稲城市環境基本計画」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

●答申

令和4年3月7日

稲城市長 高橋 勝浩 殿

稲城市環境審議会

会長 半 智史

(仮称)第三次稲城市環境基本計画について(答申)

令和4年6月 22 日付、稲環緑第 449 号にて諮問のありました「(仮称)第三次稲城市環境基本計画」の策定について、当審議会において審議を重ね結論に至りましたので、下記及び別添「第三次稲城市環境基本計画(案)」のとおり答申いたします。

記

1. 計画名称

市民・事業者・学校・市の協働で策定されてきた「稲城市環境基本計画」の認識を引き継ぎ、継続性のある計画としての位置付けから、「第三次稲城市環境基本計画」が適当と考えます。

2. 計画内容

計画の推進にあたっては、下記の事項に留意してください。

- (1) 稲城市が目指す環境像「水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城 ～カーボンニュートラルな未来のために～」の実現のため、「自然環境の保全と調和」、「安心安全なくらしの確保」、「循環型社会の構築」、「カーボンニュートラルの実現」、「環境教育・環境保全」について、市民・事業者・学校・市の連携、協働により取り組むこと。
- (2) 温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化により、世界的な気候変動が進み、異常気象や災害が発生していることから、特に「カーボンニュートラルの実現」については、社会情勢の変化に注視しながら、率先して柔軟に取り組むこと。
- (3) 市はこの 10 年間の計画期間において本計画を尊重し、積極的な推進体制により PDCA サイクルに基づく管理を行い、「稲城市環境白書 稲城市の環境」の作成等を通じ、環境審議会の審議内容を踏まえつつ施策の計画的な推進に努めること。

資料5. 庁内検討委員会名簿

役名	委員
委員長	緑と環境課長
副委員長	生活環境課長
委員	企画政策課長
委員	経済課長
委員	財産管理課長
委員	まちづくり計画課長
委員	教育総務課長

資料6. 環境に関する市民・事業者アンケート調査結果

1. 市民アンケート調査

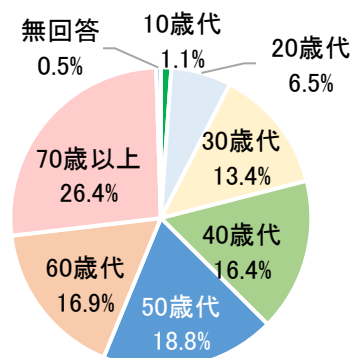
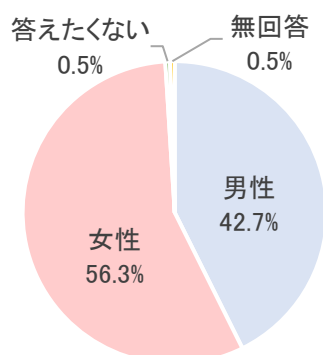
(1) アンケート調査の概要

- 調査対象：年齢・地区等で偏りが出ないように条件付与の上で住民基本台帳よりランダム抽出した18歳以上の2,000名の市民
- 調査方法：調査票を対象者に郵送し、郵送による回収
- 回答数：804通（回収率：40.2%）

※回答欄に無記入のものは無回答として集計しました。また、単一回答箇所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計しました。

(2) 回答者の属性

■性別・年齢



■お住まいの地区

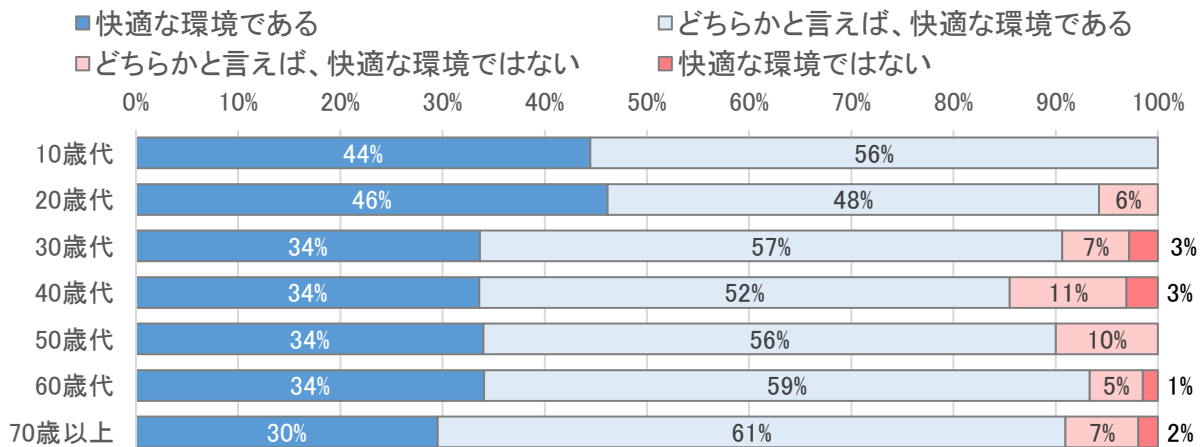
設問項目	回答数	構成比	(参考) 人口割合
1. 矢野口	139	17.3%	19%
2. 東長沼	121	15.0%	16%
3. 大丸	76	9.5%	10%
4. 百村	40	5.0%	6%
5. 坂浜	27	3.4%	4%
6. 平尾	108	13.4%	13%
7. 押立	51	6.3%	5%
8. 向陽台	96	11.9%	10%
9. 長峰	37	4.6%	5%
10. 若葉台	106	13.2%	13%
無回答	3	0.4%	—
合計 n= 804	804	100.0%	100%

(3) 身近な環境のことについて

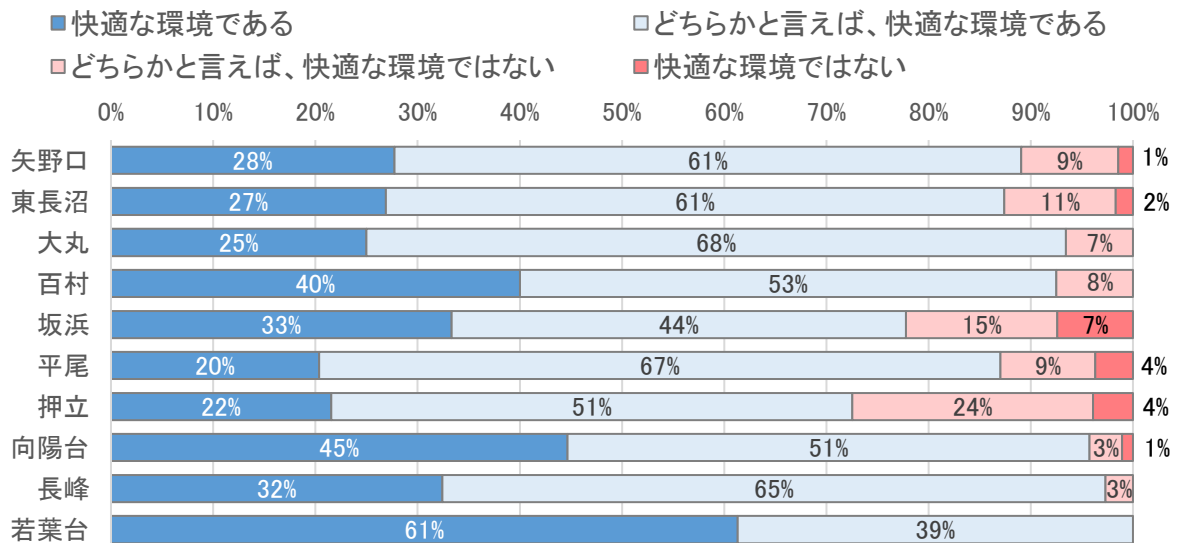
問1 あなたは現在の身近な環境をどのように感じておられますか。(1つ選択)

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
1. 快適な環境である	268	33.3%	33.3%			
2. どちらかと言えば、快適な環境である	452	56.2%	56.2%			
3. どちらかと言えば、快適な環境ではない	64	8.0%	8.0%			
4. 快適な環境ではない	13	1.6%	1.6%			
無回答	7	0.9%	0.9%			
合計	n = 804	804	100.0%			

【年代別回答割合】

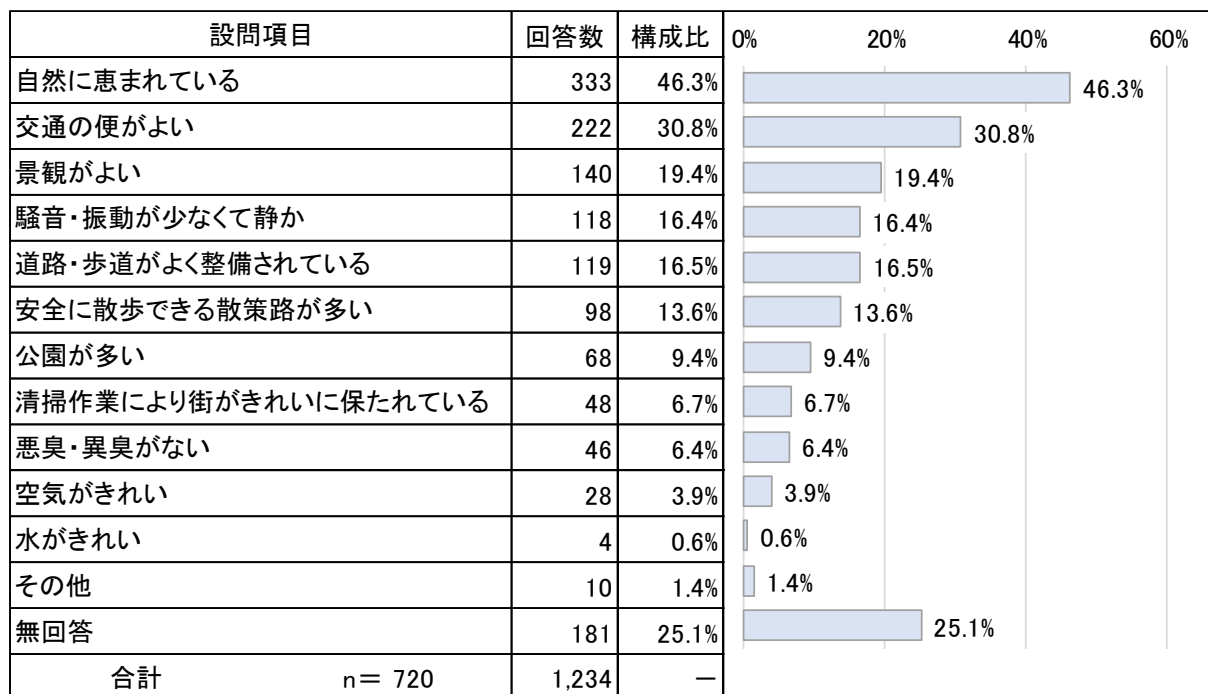


【地区別回答割合】



問2 問1で「快適だと思う理由」について（「1」・「2」を選択した方）、「快適な環境ではないと思う理由について（「3」・「4」を選択した方）、それぞれお答えください。

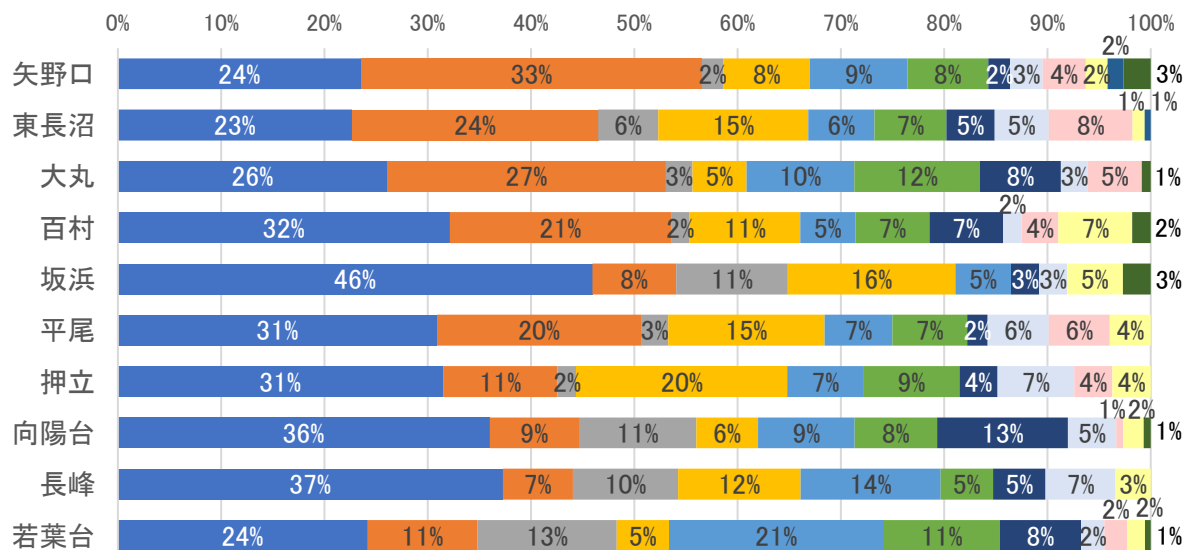
■快適だと思う理由（2つまで選択）



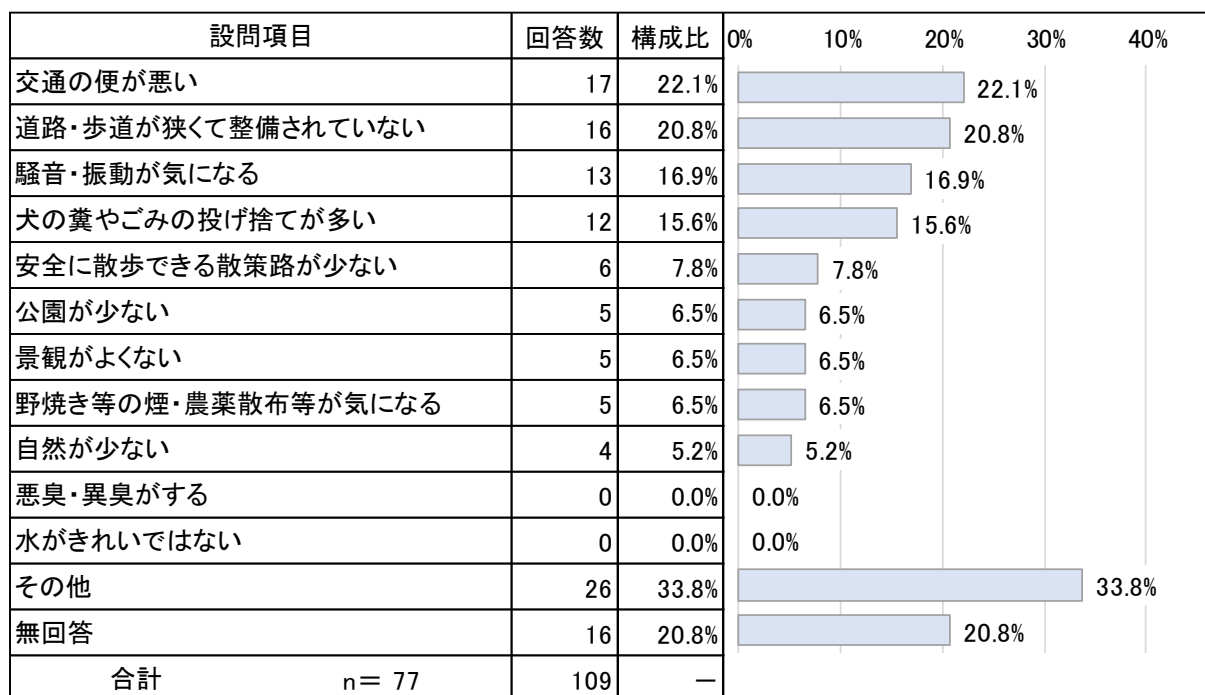
※構成比はnを分母として計算（n:問1で「1」または「2」を選択した方）

【地区別回答割合】

- 自然に恵まれている
- 交通の便がよい
- 景観がよい
- 騒音・振動が少なくて静か
- 道路・歩道がよく整備されている
- 安全に散歩できる散策路が多い
- 公園が多い
- 清掃作業により街がきれいに保たれている
- 悪臭・異臭がない
- 空気がきれい
- 水がきれい
- その他

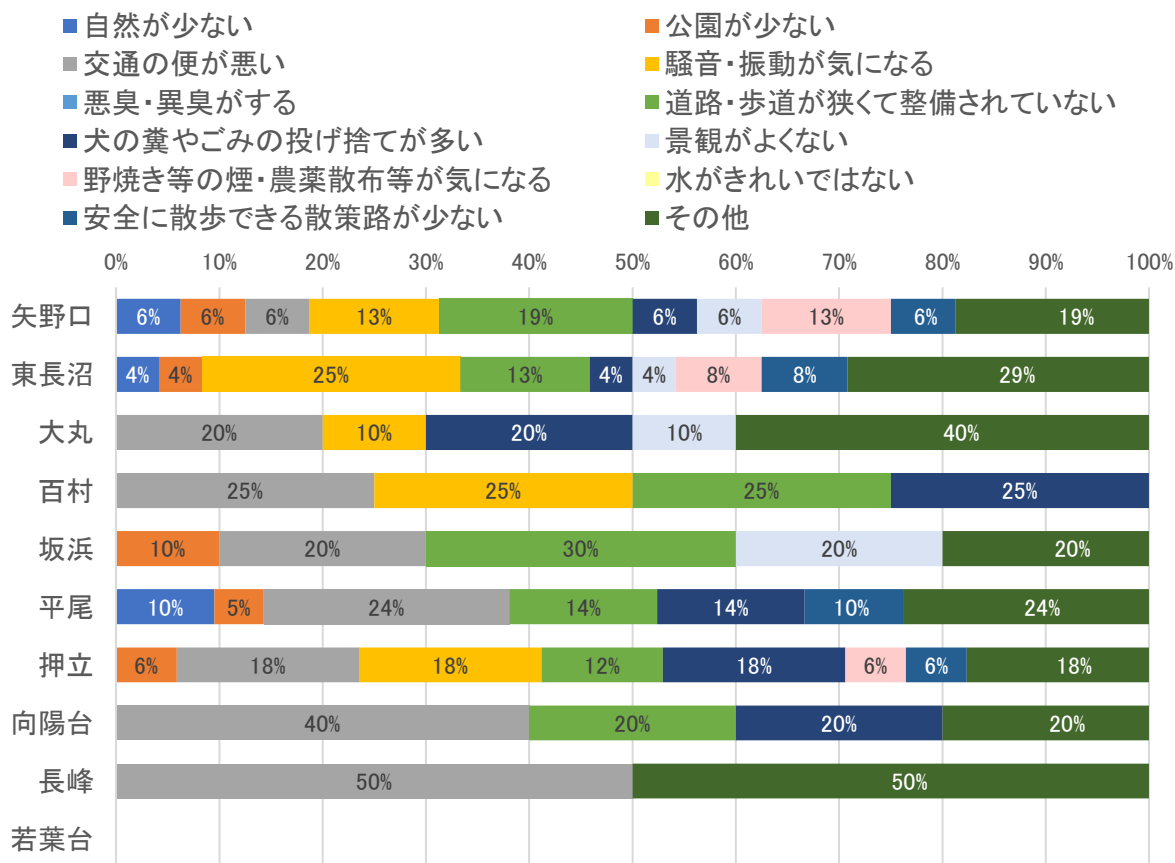


■快適な環境ではないと思う理由（2つまで選択）



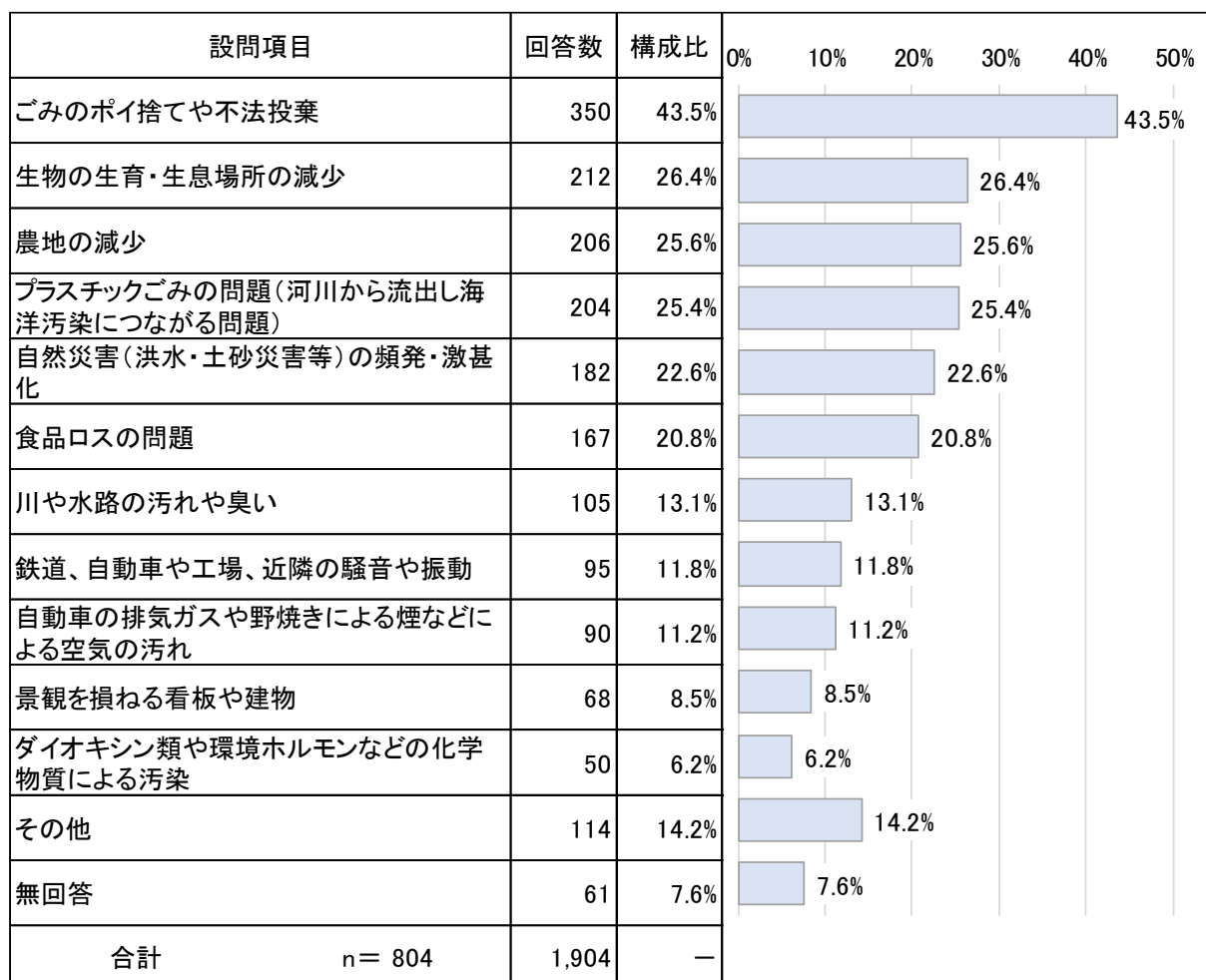
※構成比はnを分母として計算（n：問1で「3」または「4」を選択した方）

【地区別回答割合】



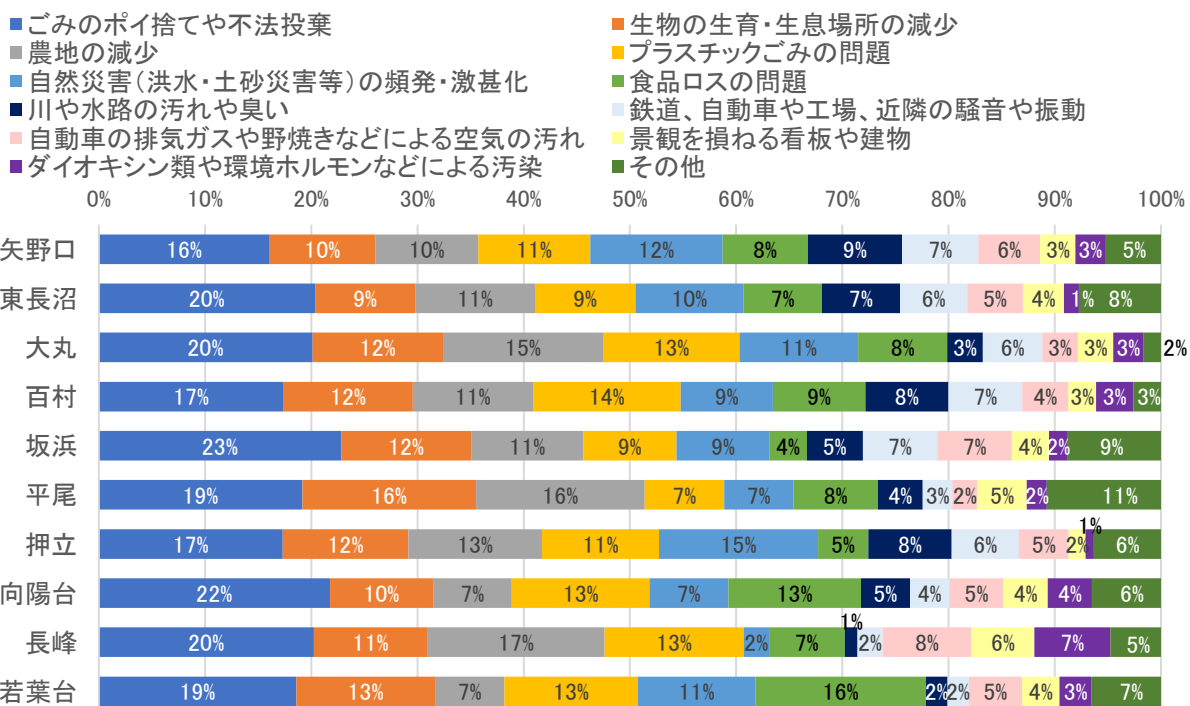
※若葉台は「快適な環境ではないと思う」の回答者なし

問3 あなたの身近な環境において、気にかかる問題がありますか。(いくつでも選択)

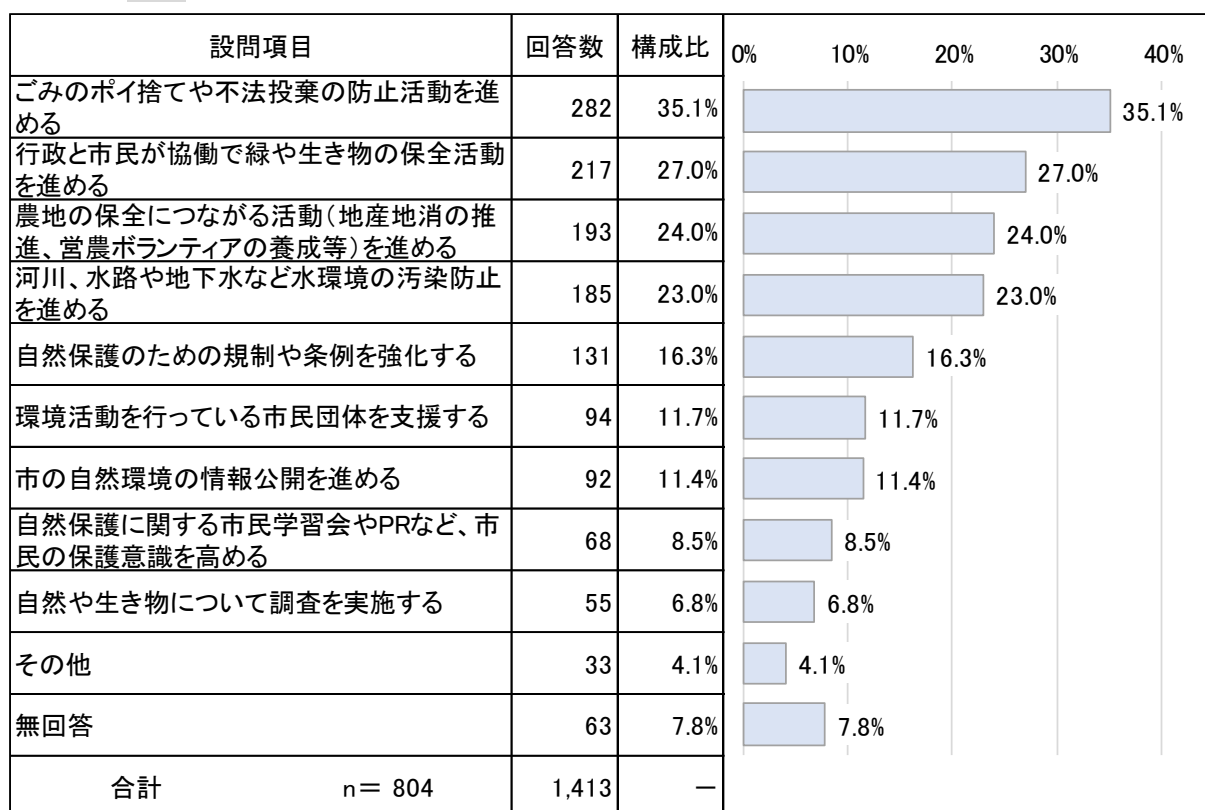


※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

【地区別回答割合】



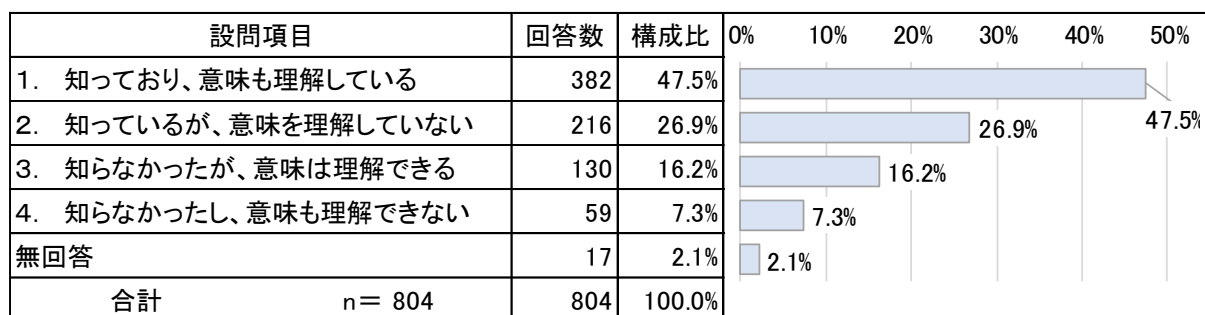
問4 稲城市の環境を守るために、どのような取り組みを進めるべきとお考えですか。
(2つまで選択)



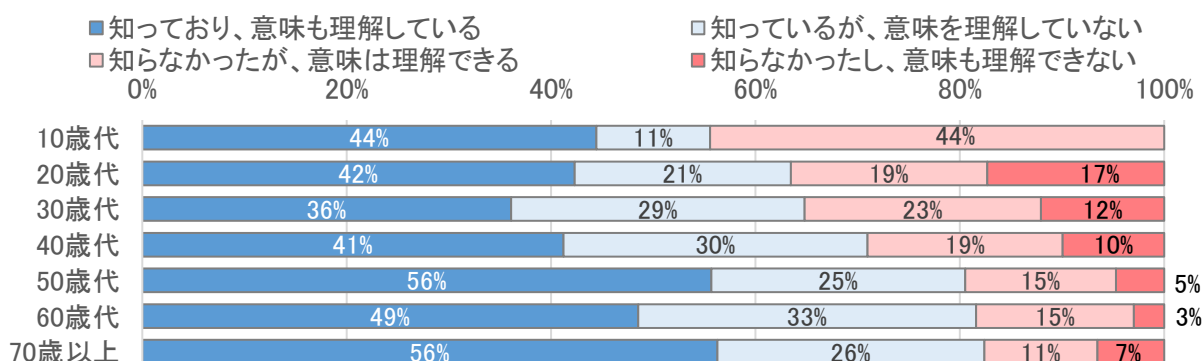
※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

(4) 地球温暖化の問題について

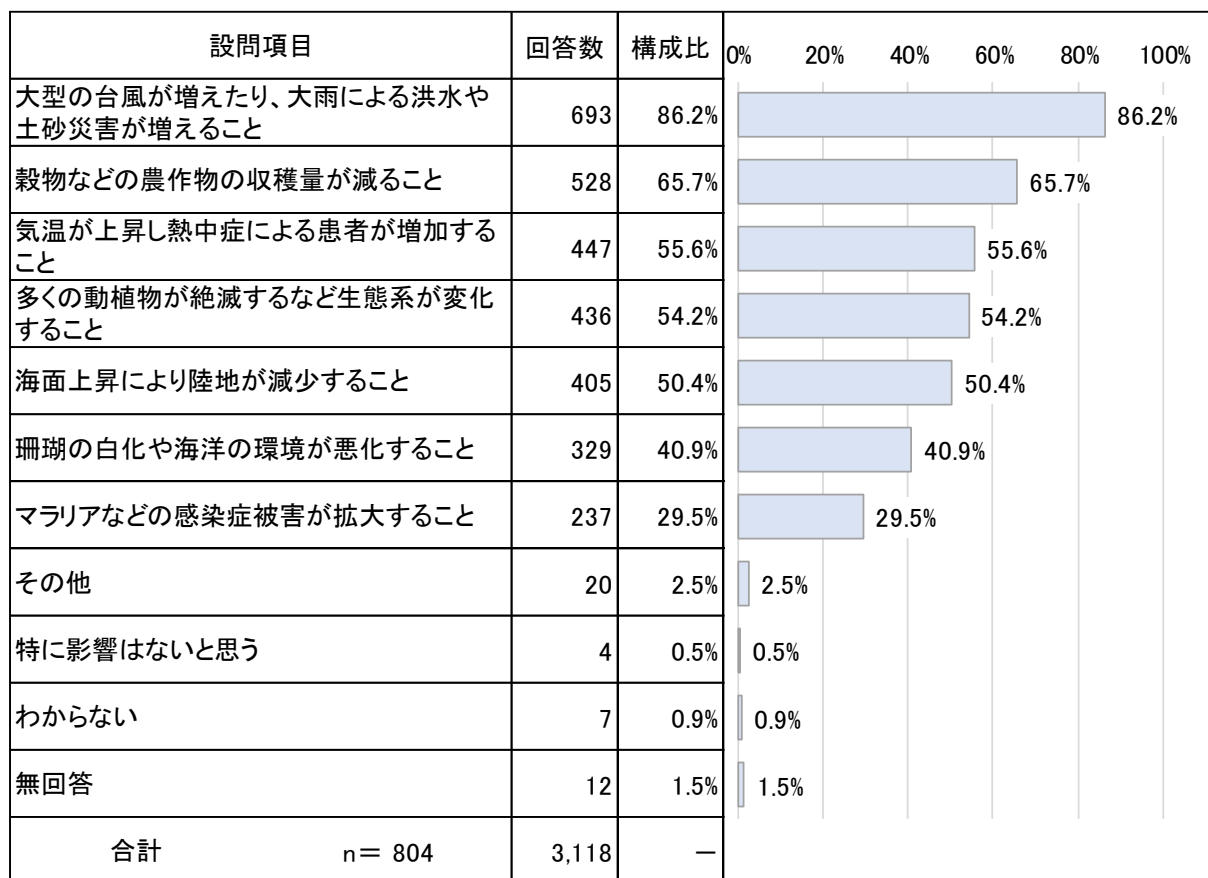
問5 「2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。」あなたは、このことについてご存知ですか。(1つ選択)



【年代別回答割合】

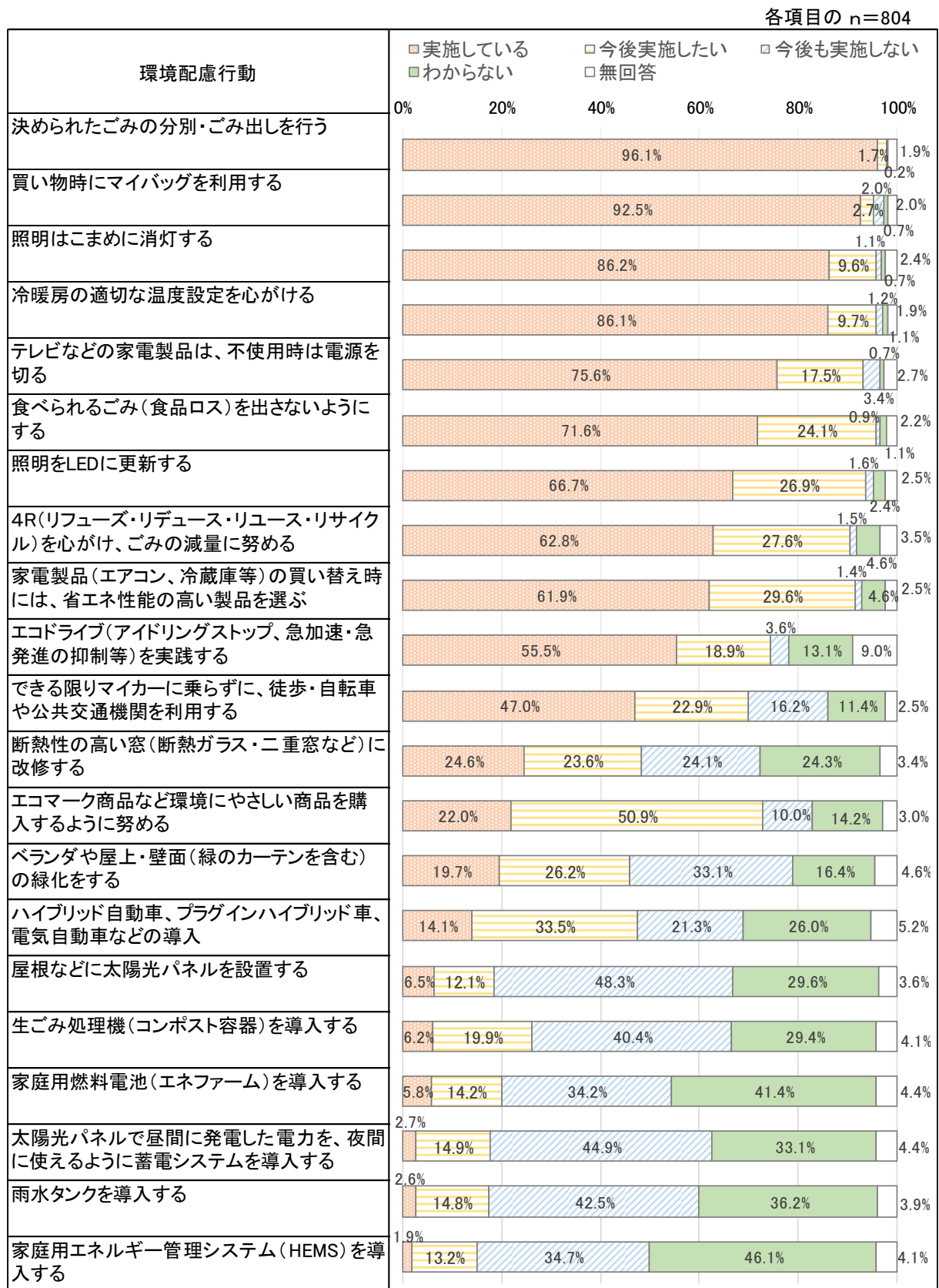


問6 地球温暖化によって、自然界や人間生活に様々な影響が出ることが予測されています。あなたは、どのようなことが特に問題であると考えますか。（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

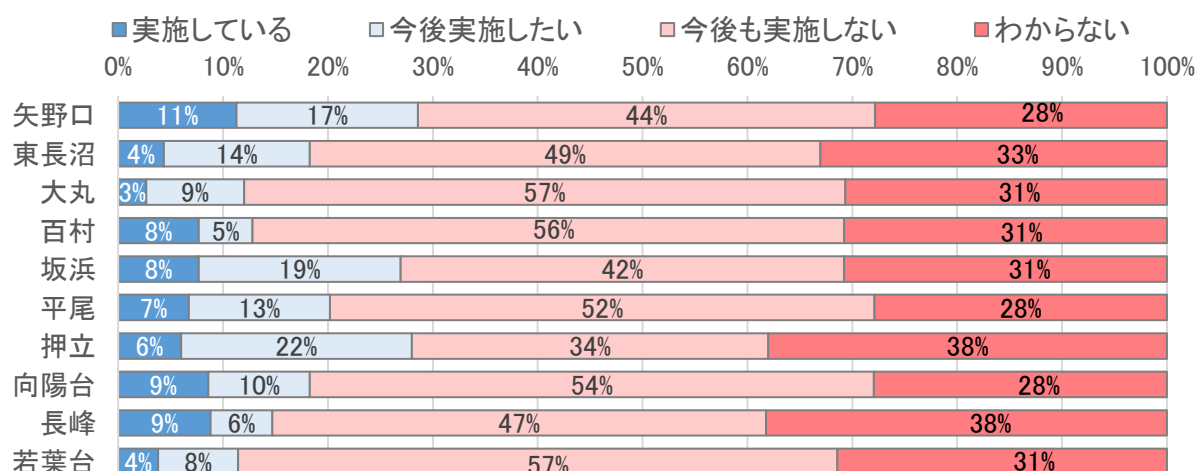
問7 あなたは、地球温暖化を防止することにつながる環境に配慮した行動として、次のA～ナの取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。
(それぞれ1つ選択)



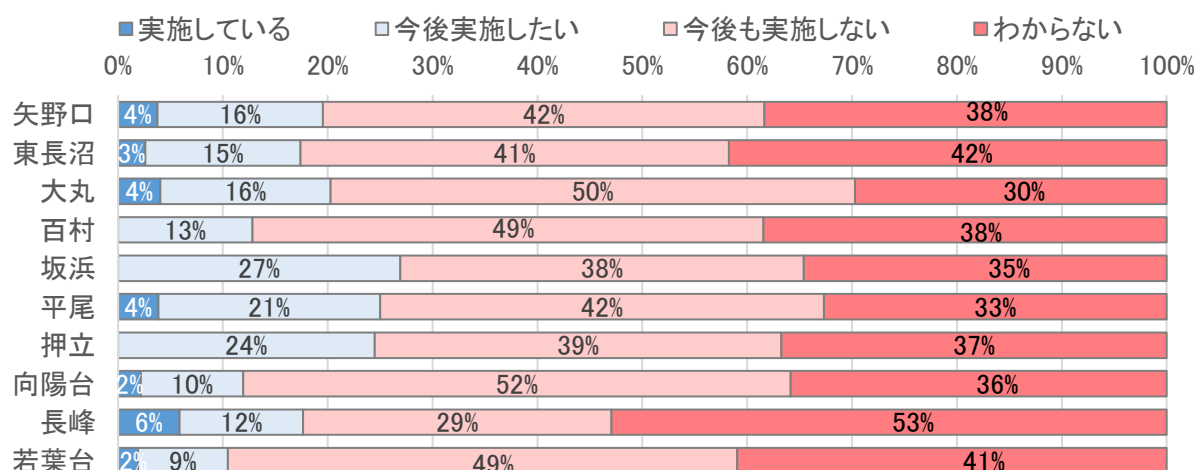
※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

【地区別回答割合】

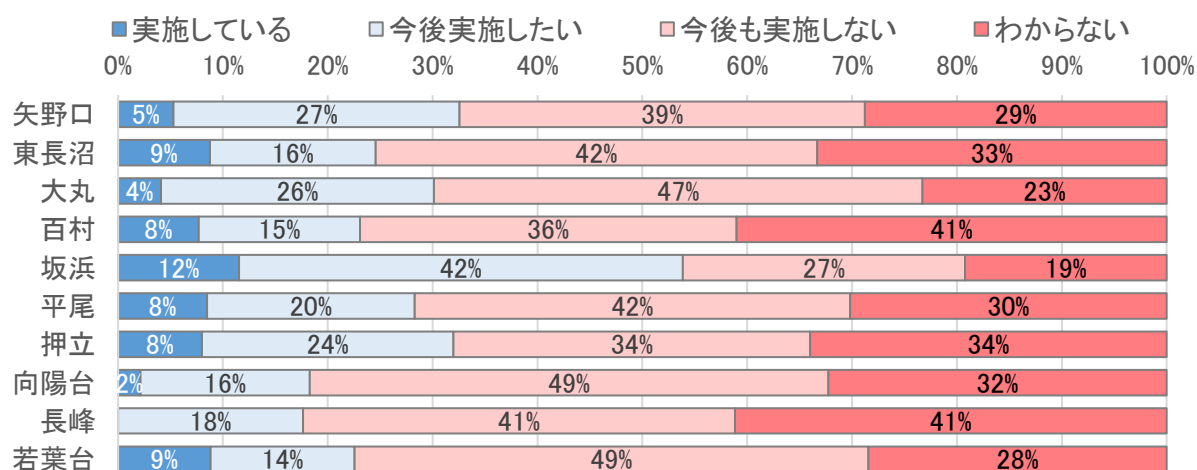
■太陽光パネルの設置



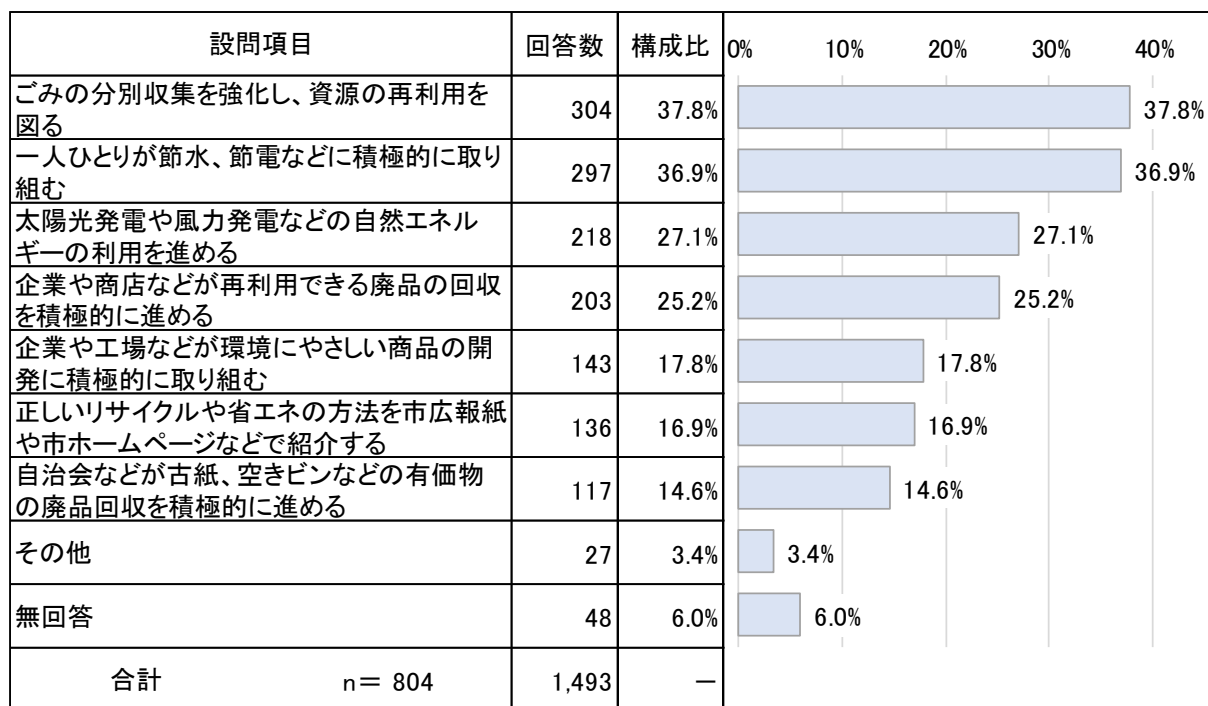
■雨水タンクの導入



■生ごみ処理機の導入



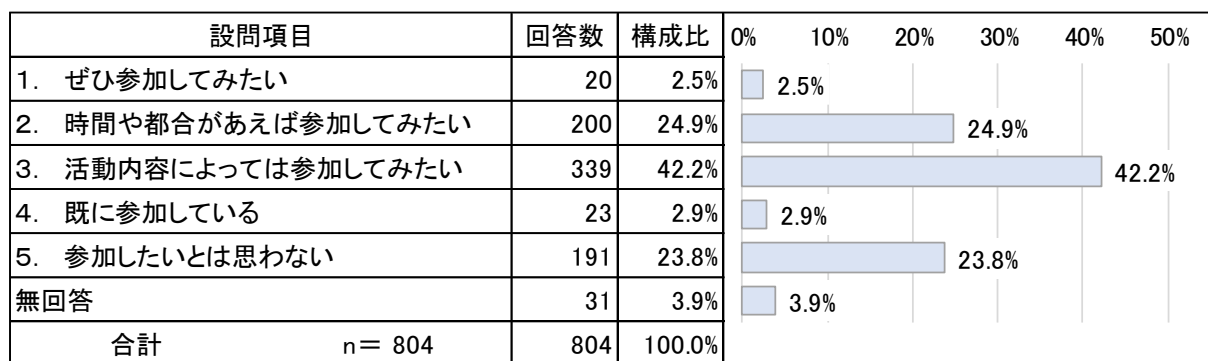
問8 あなたは、「リサイクル」や「省エネ」を進める上で、地域や市全体においてどんな取り組みを重点的に行なうべきだと思いますか。(2つまで選択)



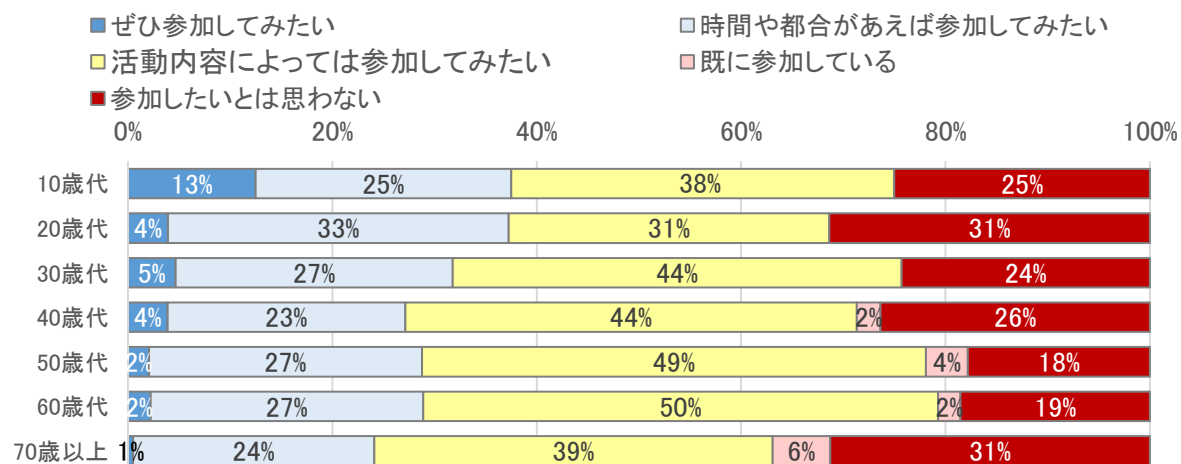
※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

(5) 環境活動への参加について

問9 環境活動へ参加してみたいと思いますか。(1つ選択)



【年代別回答割合】



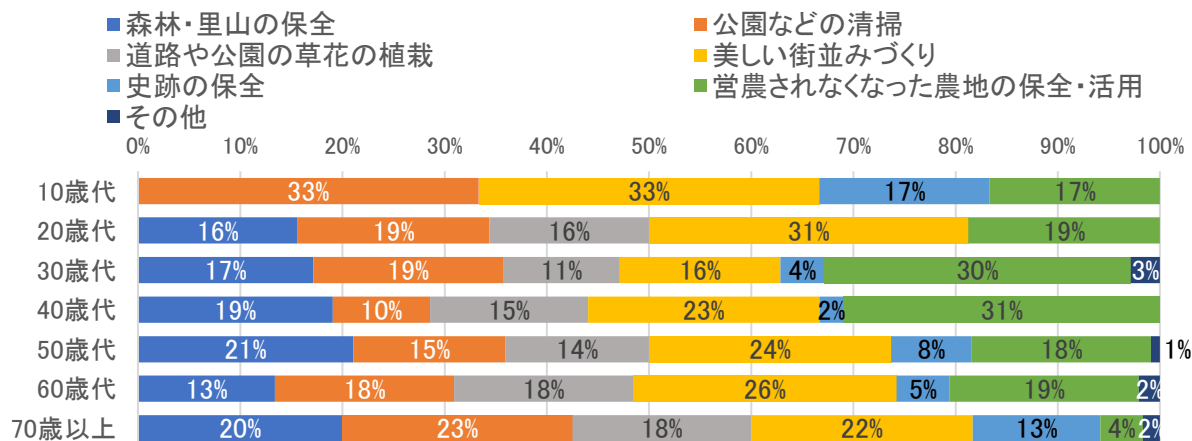
問10 問9で「参加してみたい・参加している活動」の分野について（「1」・「2」・「3」・「4」を選択した方）、「参加したくない」その理由について（「5」を選択した方）、それぞれお答えください。

■参加してみたい・参加している活動の分野（1つ選択）

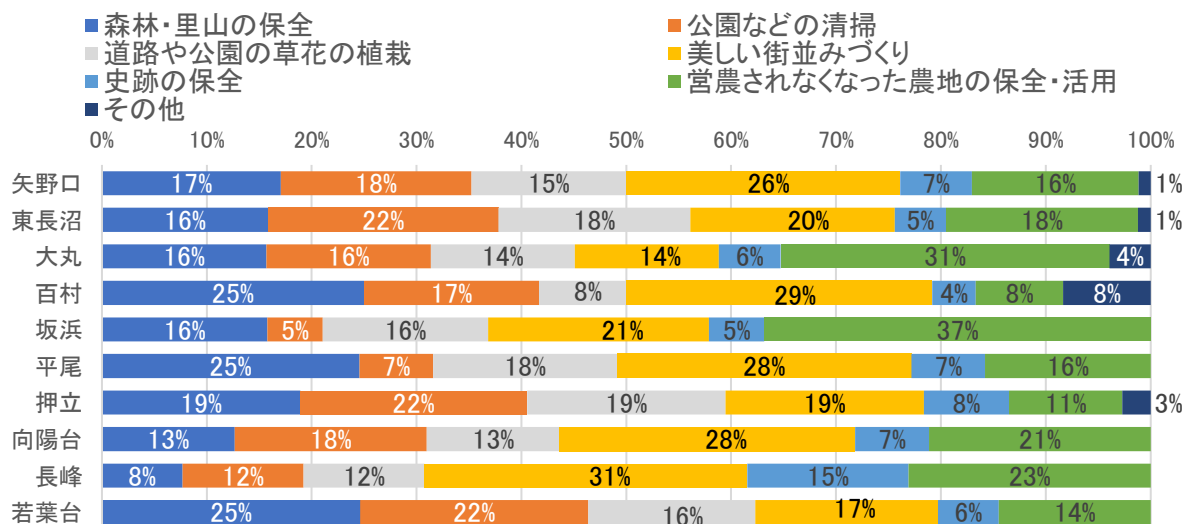
設問項目	回答数	構成比	0%	5%	10%	15%	20%	25%	
美しい街並みづくり	120	20.6%							
営農されなくなった農地の保全・活用	98	16.8%							
森林・里山の保全	94	16.2%							
公園などの清掃	90	15.5%							
道路や公園の草花の植栽	80	13.7%							
史跡の保全	35	6.0%							
その他	7	1.2%							
無回答	58	10.0%							
合計	n = 582	582	100.0%						

※構成比はnを分母として計算（n:問9で「1」「2」「3」「4」を選択した方）

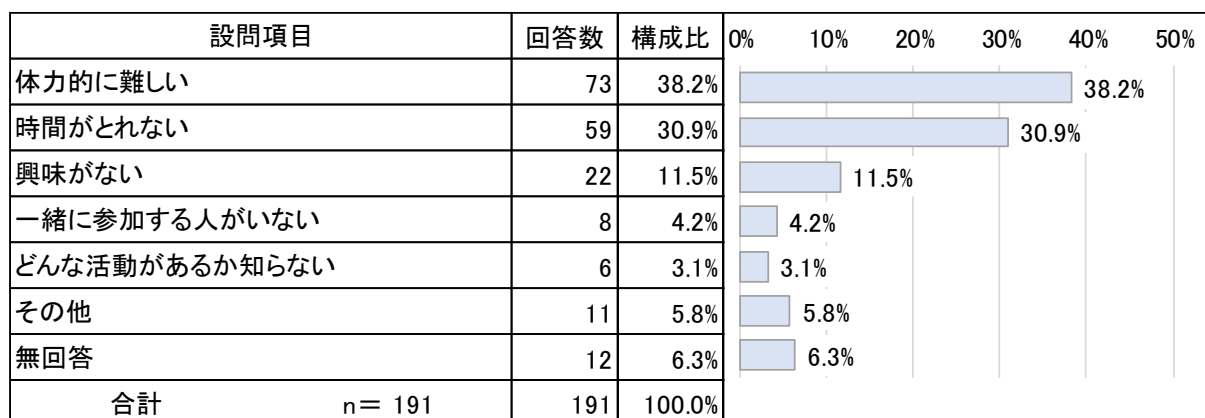
【年代別回答割合】



【地区別回答割合】

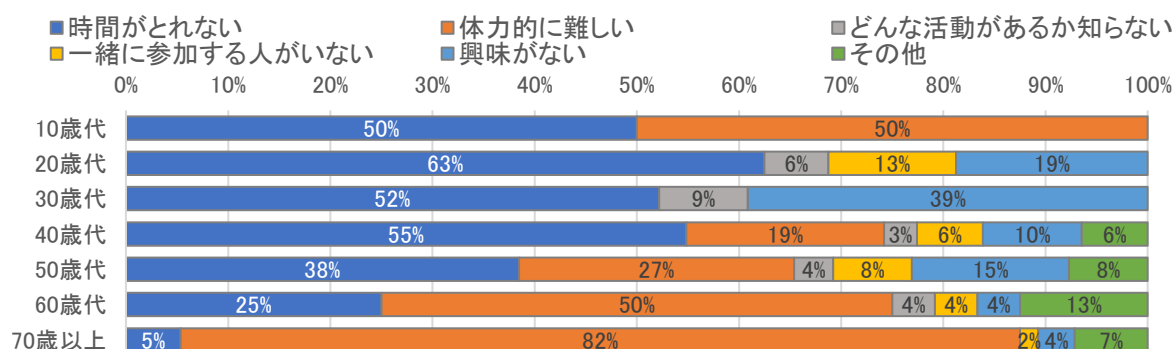


■参加したくない理由（1つ選択）

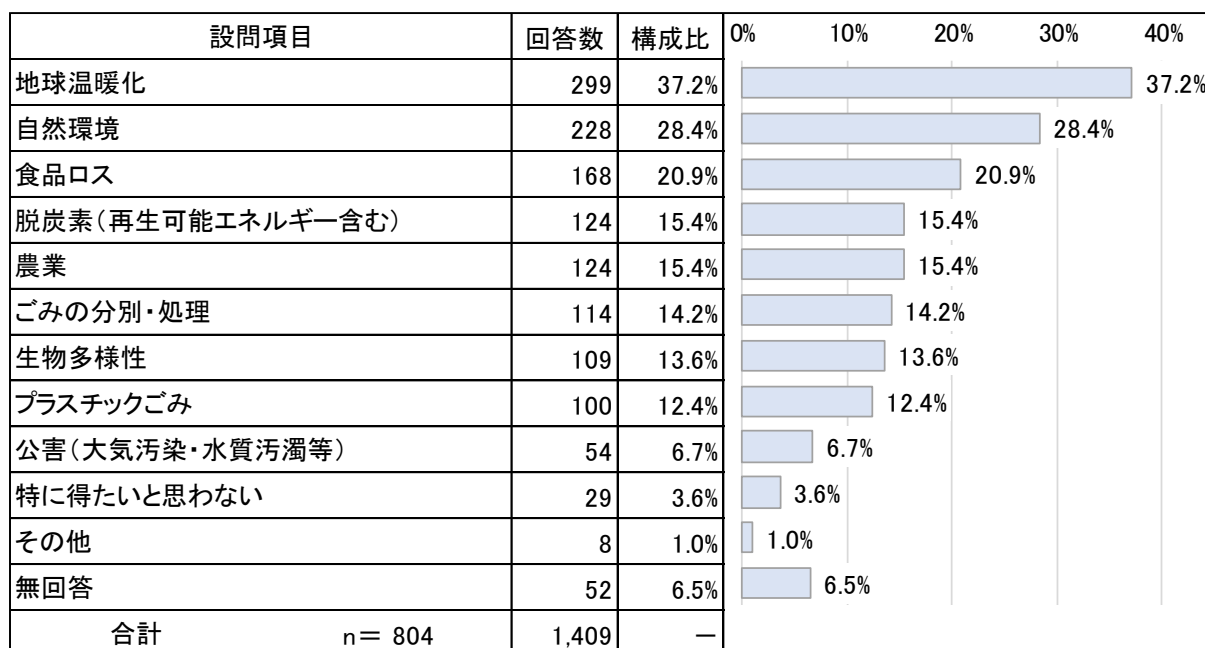


※構成比はnを分母として計算（n:問9で「5」を選択した方）

【年代別回答割合】



問 11 環境問題の中で興味があり、知識をもっと得たいと思う分野はありますか。（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

問12 あなたを含め、様々な市民が環境づくりに参加するためには、行政はどのようなことを重点的に取り組むべきだと思いますか。（2つまで選択）

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
市の環境の状況や環境問題に関する情報公開を進める	386	48.0%				
自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等を行政が積極的に支援する	344	42.8%				
自治会や子ども会が行なう美化運動などの活動を活発にする	187	23.3%				
市民が集まったり、活動できる場を行政が用意する	156	19.4%				
環境活動のリーダーとなる人材を育成する	116	14.4%				
環境問題に関する講演会や学習講座を開く	107	13.3%				
その他	32	4.0%				
無回答	44	5.5%				
合計	n = 804	1,372	-			

※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

（6）今後の稲城市の環境行政のあり方について

問13 稲城市の環境を守り、改善していくための役割分担についてお伺いします。（1つ選択）

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
市民、事業者、行政がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら行動する	401	49.9%				
行政が主体となって行動し、市民や事業者は協力する	202	25.1%				
市民や事業者が主体となって行動し、行政はその支援をする	99	12.3%				
環境に負荷を与えている個人や事業者が責任を持って行動する	60	7.5%				
その他	6	0.7%				
無回答	36	4.5%				
合計	n = 804	804	100.0%			

問 14 稲城市が行なう様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だ
とお考えですか。（3つまで選択）

設問項目	回答数	構成比	0%	10%	20%	30%	40%
緑や生き物の保護を進める	235	29.2%					
地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを出さない取り組みの普及・啓発を進める	218	27.1%					
太陽光発電など自然エネルギーを活用した設備の普及を推進する	194	24.1%					
開発事業に対する規制を強化し、乱開発を防止する	190	23.6%					
自然とふれあえる公園やまちの緑化を推進する	186	23.1%					
河川や水路の水質浄化や汚染防止を進める	128	15.9%					
ごみの不法投棄に対する監視を充実する	121	15.0%					
農地の保全を推進する	108	13.4%					
プラスチックごみの削減を推進する	106	13.2%					
食品ロス削減の取り組みを推進する	95	11.8%					
地産地消を推進する	87	10.8%					
家庭における生ごみ処理機の導入に対する助成を行う	79	9.8%					
環境教育・環境学習を推進する	79	9.8%					
環境保全やリサイクルに自主的に取り組んでいる市民団体や消費者団体への支援を充実する	77	9.6%					
公用車の低燃費自動車化（電気自動車等）を推進する	56	7.0%					
店舗や工場、事業者からの汚染に対する監視を充実する	54	6.7%					
ごみの4Rを推進する	51	6.3%					
環境に関する情報提供を充実する	47	5.8%					
ダイオキシン類や環境ホルモンなどの情報を収集し、市民に公開する	38	4.7%					
その他	17	2.1%					
無回答	33	4.1%					
合計	n= 804	2,199	—				

※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

2. 事業者アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

○調査対象：商工会名簿の中から無作為に抽出した200社の事業者

○調査方法：調査票を対象事業者に郵送し、郵送による回収

○回答数：86通（43.0%）

※回答欄に無記入のものは無回答として集計した。また、単一回答カ所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計した。

(2) 事業者の属性

■業種

設問項目	回答数	構成比	0%	10%	20%	30%
1. 農林水産業	1	1.2%	■ 1.2%			
2. 建設業	21	24.4%				■ 24.4%
3. 製造業	15	17.4%				■ 17.4%
4. 電気・ガス・水道・熱供給業	2	2.3%	■ 2.3%			
5. 情報通信業	2	2.3%	■ 2.3%			
6. 運輸業	3	3.5%		■ 3.5%		
7. 卸売業・小売業	8	9.3%			■ 9.3%	
8. 金融・保険業	1	1.2%	■ 1.2%			
9. 不動産業	6	7.0%			■ 7.0%	
10. 宿泊・飲食業	1	1.2%	■ 1.2%			
11. サービス業	18	20.9%				■ 20.9%
12. その他	6	7.0%			■ 7.0%	
無回答	2	2.3%	■ 2.3%			
合計	n = 86	86	100.0%			

■事業形態

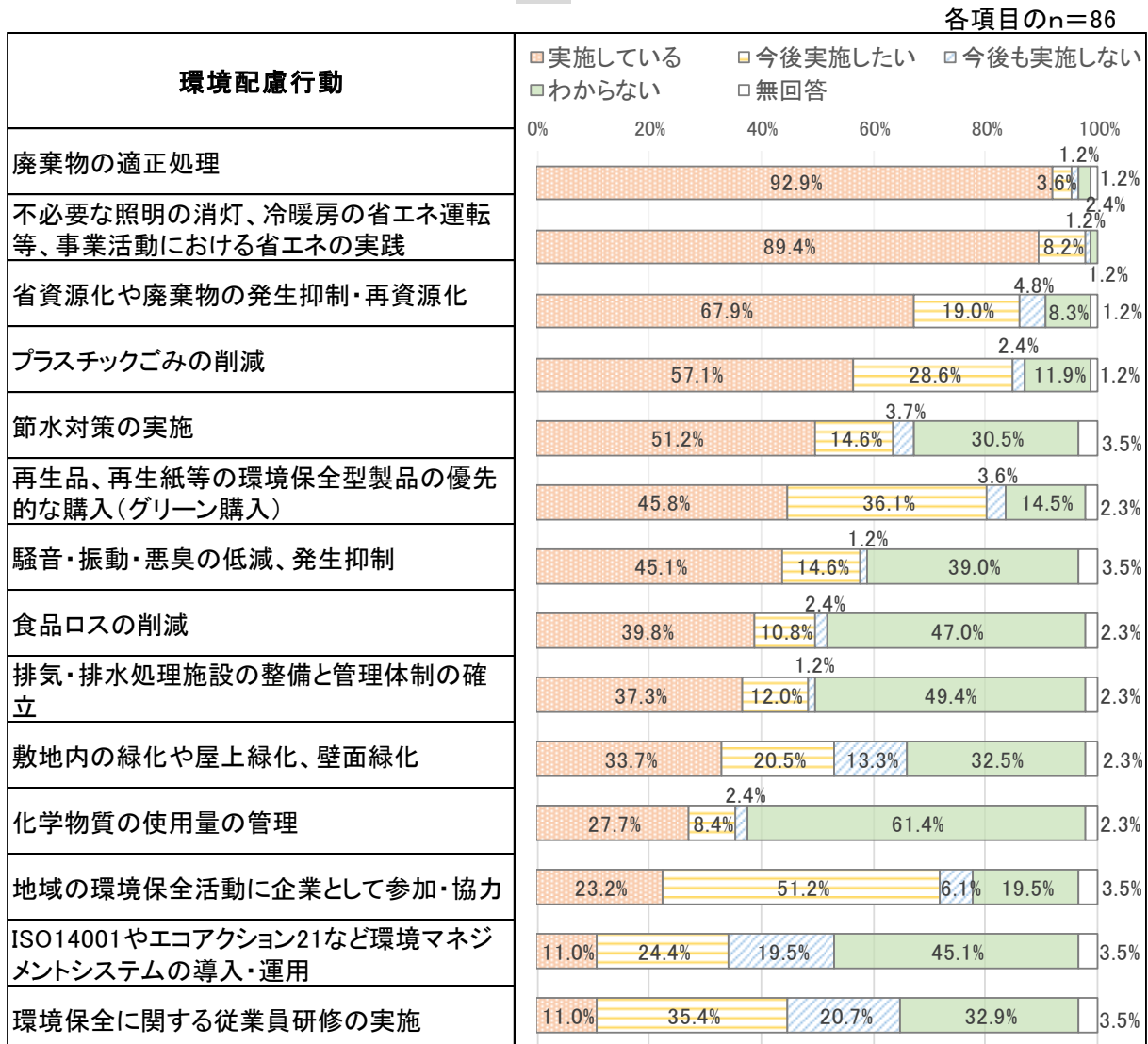
設問項目	回答数	構成比	0%	10%	20%	30%	40%
1. 事務所	29	33.7%					■ 33.7%
2. 事務所(住居併用)	18	20.9%					■ 20.9%
3. 店舗	11	12.8%					■ 12.8%
4. 店舗(住居併用)	9	10.5%					■ 10.5%
5. 工場	12	14.0%					■ 14.0%
6. 工場(住居併用)	2	2.3%	■ 2.3%				
7. その他	3	3.5%		■ 3.5%			
無回答	2	2.3%	■ 2.3%				
合計	n = 86	86	100.0%				

■事業所全体の従業員数

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
1. 1～4人	46	53.5%	53.5%			
2. 5～9人	11	12.8%	12.8%			
3. 10～19人	8	9.3%	9.3%			
4. 20～29人	6	7.0%	7.0%			
5. 30～49人	8	9.3%	9.3%			
6. 50～99人	1	1.2%	1.2%			
7. 100～199人	4	4.7%	4.7%			
8. 200～299人	1	1.2%	1.2%			
9. 300人以上	1	1.2%	1.2%			
無回答	0	0.0%	0.0%			
合計	n= 86	86	100.0%			

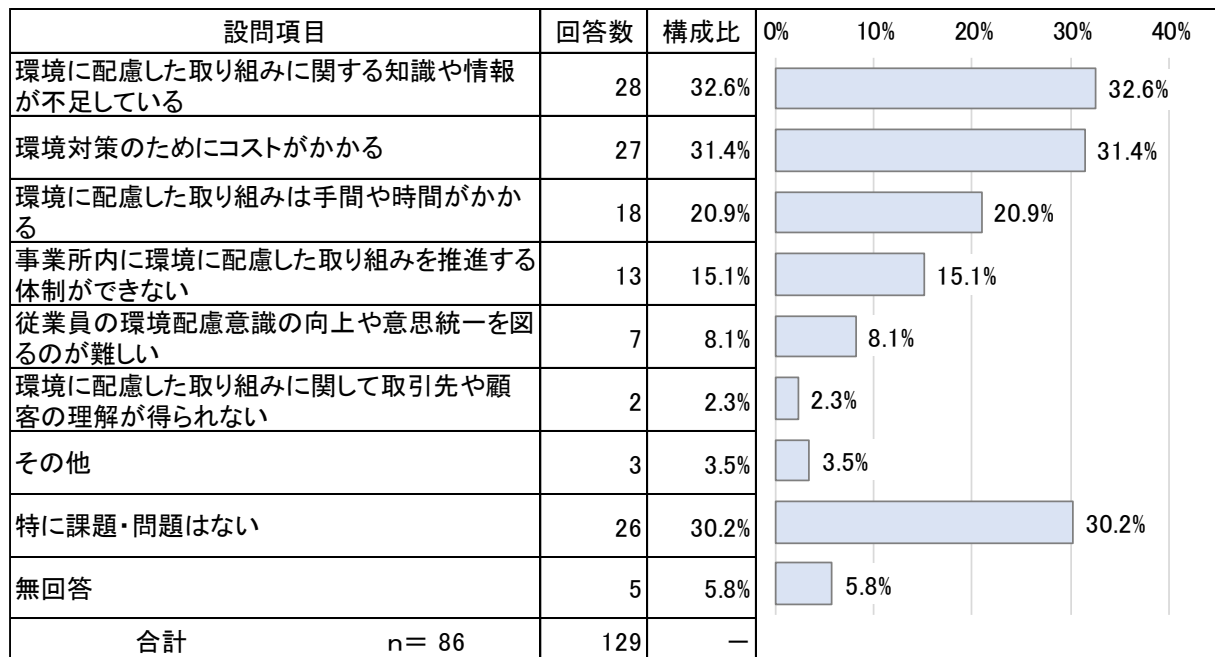
(3) 環境に配慮した取り組みについて

問1 貴事業所内での環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。(それぞれ1つ選択)



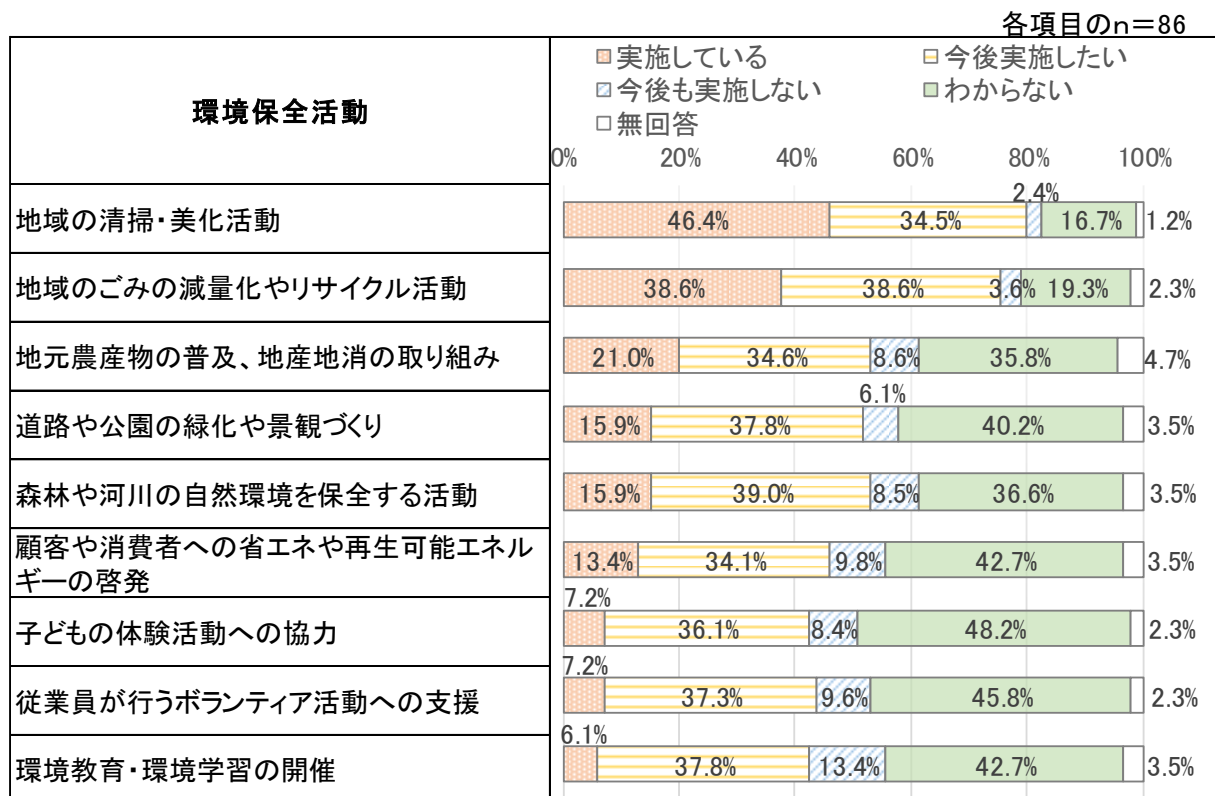
※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

問2 問1の環境に配慮した取り組みを実施する上での課題・問題点は何でしょうか。
(2つまで選択)



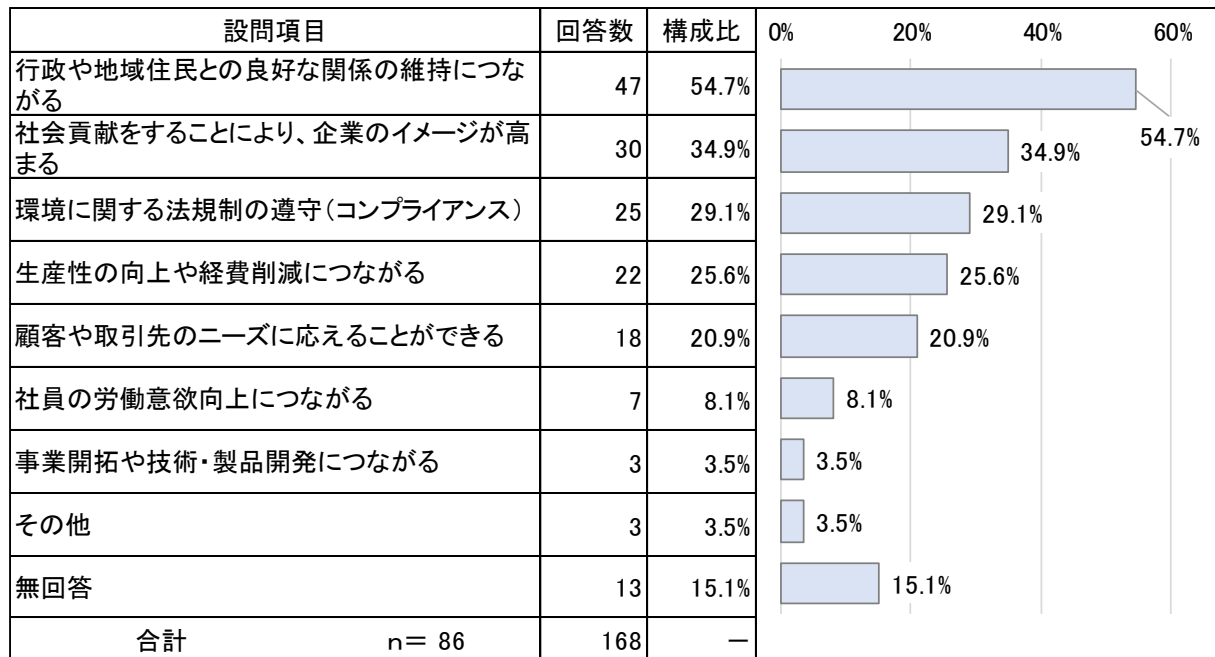
※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

問3 住民または行政等と協働した地域での環境保全活動として、次のア～コの取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。(それぞれ1つ選択)



※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

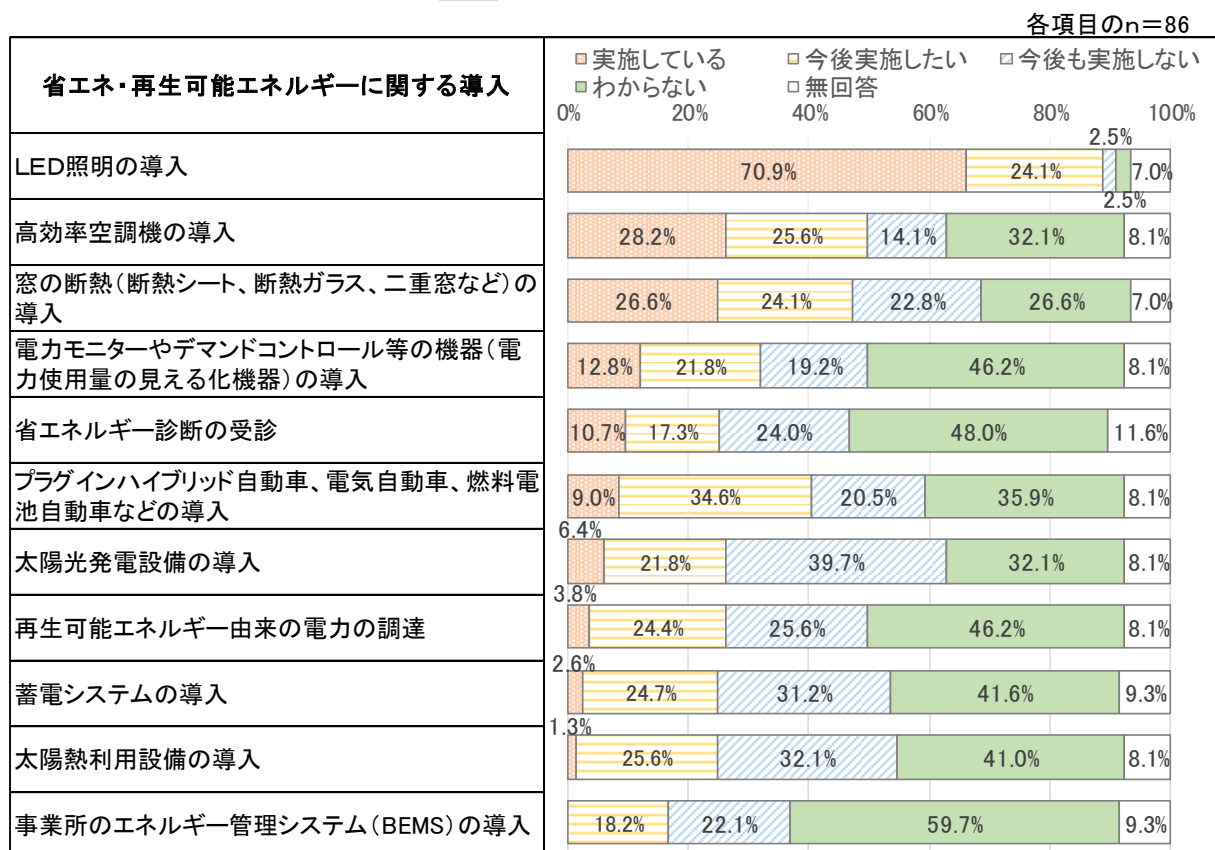
問4 仮に貴事業所が、問1の環境配慮や問3の保全活動に取り組んでいる、または今後取り組むとした場合、事業所におけるメリット（利点）として、何を期待しますか。（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

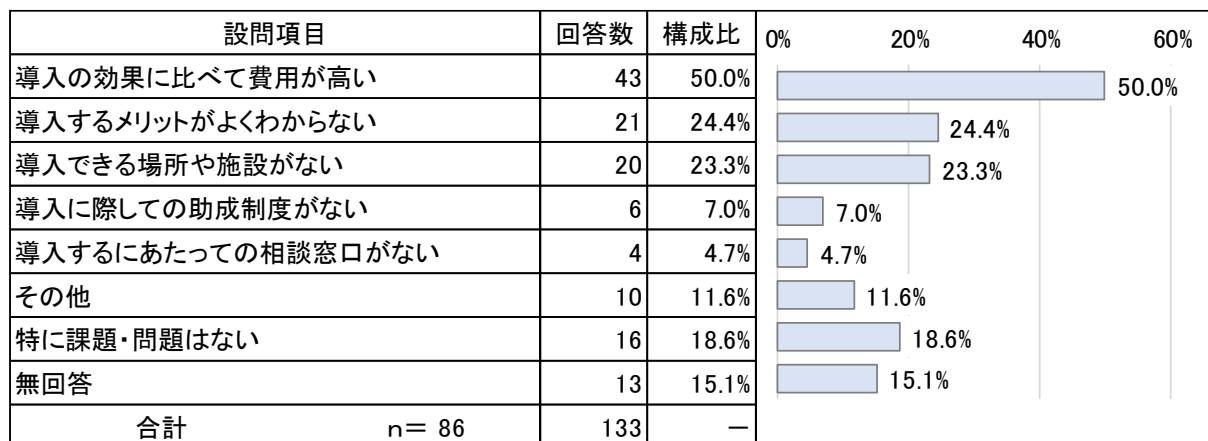
（4）省エネ・再生可能エネルギーに関する導入について

問5 貴事業所では、次のア～シのような省エネ・再生可能エネルギーに関する導入等を行っていますか。（それぞれ1つ選択）



※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

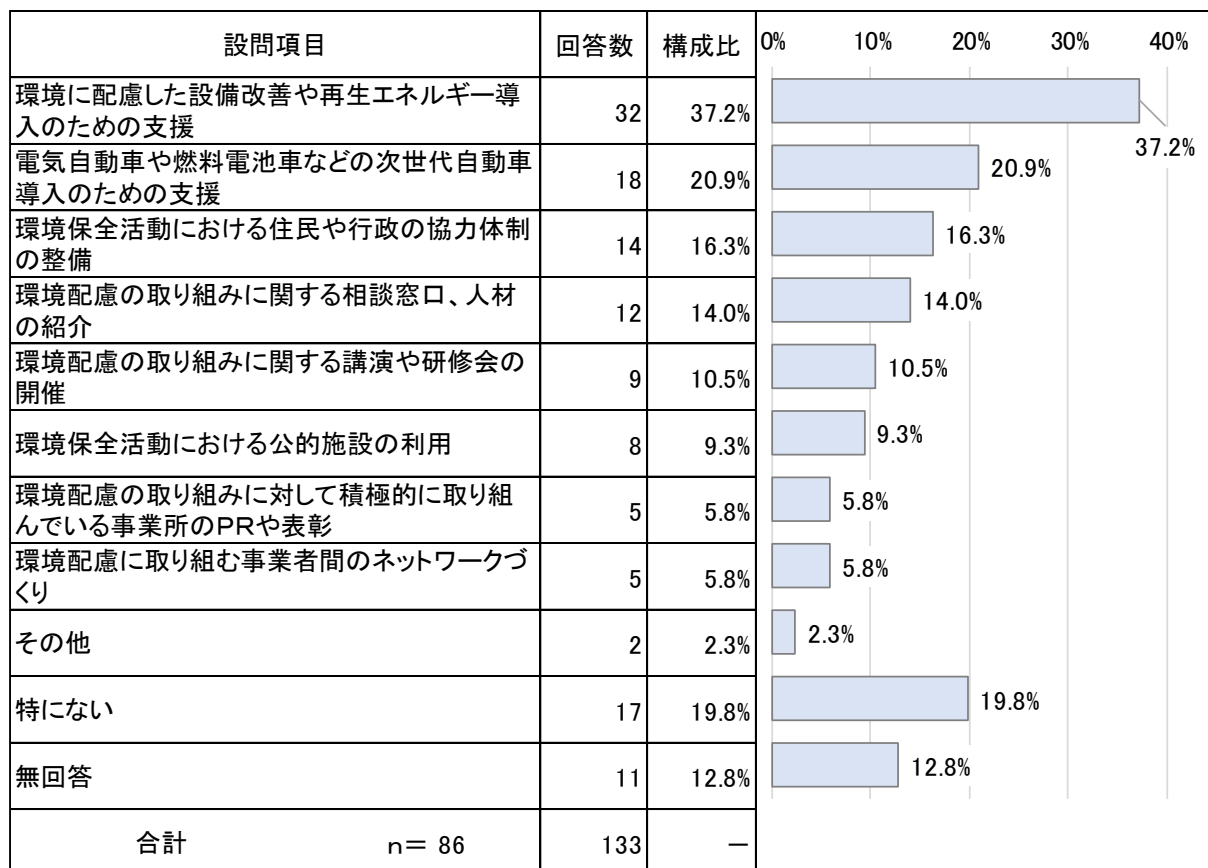
問6 問5のア～シのような、省エネ・再生可能エネルギーに関する導入をする上での課題・問題点は何でしょうか。(2つまで選択)



※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

(5) 環境行政に対する期待(要望)について

問7 貴事業所が環境配慮に取り組むにあたって、行政に対してどのようなことを期待(要望)しますか。(2つまで選択)



※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

資料 7. 用語解説

ア 行

アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物で、「せきめん」、「いしわた」と呼ばれている。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキパッド、建築材などに広く利用されたが、繊維が飛び散り、人が吸い込むことで肺がんや悪性中皮腫の原因になることが明らかになり、現在は原則として石綿を含む製品の輸入・製造・使用等が禁止されており、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

アダプト制度・アダプト団体

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民の皆さんが義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で管理する制度。稲城市では、平成 14 年 8 月にアダプト制度（稲城市公共施設アダプト制度）がスタートした。

アダプト制度による緑化・美化・清掃活動などを通じて、公共施設への愛護心、地域環境の向上、地域コミュニティの形成が図れると考えており、従来、公共施設は行政が管理するというシステムであったが、市民の皆さんが主体となった管理を行うことにより、地域の特性にあった管理や公共施設の有効活用などが可能となる。

生垣造成補助

市では、街並み景観の向上や地震時のブロック塀などの倒壊による災害の発生を防止するため、道路に接する部分の緑化を推進しており、その一環として、生垣を造ったり、

生垣を造るために既存ブロック塀を撤去したりする場合、造成費の一部を補助している。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の全ての廃棄物であり、具体的には家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどが挙げられる。

稲城市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画。

循環型社会の形成を目的に、一般廃棄物の処理・処分の分野における諸施策を長期的な展望にたって体系化し、現状と課題・基本目標・施策及び計画事業を明らかにし、一般廃棄物処理行政の長期的・総合的な運営の指針としている。

エコスクール

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校などを指す。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

エコファーマー認定

「エコファーマー」とは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」にもとづき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者の愛称。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式を導入する計画を立てた農業者を、都知事がエコファーマーとして認定する。

温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称のことであり、太陽から放出される熱を地球に閉じ込めて、地表を温める働きがある。「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7つである。

カ行

海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみが海洋に行き着くことで発生する問題のこと。プラスチックが持つ分解されずに長持ちする性質から、海に流れると、海洋生物の生態系に悪い影響を与えることとなる。

外来種・外来生物

外来種とは、国境にかかわらず、導入（直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のことであり、在来の野生生物などの減少や絶滅を引き起こす恐れがあり、生物多様性への影響が生じている。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、防除等を行うこととしている。

合併浄化槽

し尿と台所や風呂からでる雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単

独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

環境基準

環境基本法により、国が定める「大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とする基準のこと。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のこと。

環境配慮指針

環境の保全や創造に取り組む上で、配慮すべき基本的な内容や方向のこと。

環境パートナーシップ

住民や民間の団体が主体となって、相互の環境コミュニケーションを深めつつ、事業者や行政と密接な連携を図りながら、連携・協働して地域の環境を改善・創造していくこと。

環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

工場からの排水・排煙、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

環境マネジメントシステム（EMS）

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for Standardization) が定めた国際規格 ISO14001 がある。

カーボンニュートラル

炭素の意味である「カーボン」を「ニュートラル（中立）」の状態にするという表現であるが、「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを意味する。温室効果ガスの排出量を完全にゼロにすることは現実的に難しいため、排出量から吸収または除去した量を差し引いて、全体としてプラスマイナスでゼロにするという考え方である。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28℃にし、それに応じて軽装化するビジネススタイルのこと。

グリーン成長戦略

「環境に配慮することが経済成長へ繋がる」ことを実現するための政策。

グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のための目印。環境ラベリング制度の一つ。古紙の利

用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

公害

環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。なお、環境基本法で公害として定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は典型七公害と呼ばれる。

光化学オキシダント、光化学スモッグ

光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物(VOC)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質のこと。また、光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質(エアロゾル)を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことを光化学スモッグという。

大気汚染防止法では、「大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、政令で定める場合」について、光化学オキシダントの注意報・警報の発令を規定している。

公共下水道

快適な生活環境の確保と川や海などの水質の保全を図るため、生活排水や産業活動などにより生じた汚水を受け入れ、処理した後再び川や海へ戻したり、まちに降った雨などを雨水管により川や海にすばやく排水するなど水循環システムを健全に保つ施設。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないもの。

里山

人の働きかけを通じて維持管理されてきた集落を取り巻く二次林のこと。人と自然が共生することで、雑木林特有の生態系を形成しており、生物多様性の高さが評価されている。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域が指定される。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活におけ

る資源・エネルギーを効率的に利用すること。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業や牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

スイングスプリンクラー

樹下から農薬や水を散布するスプリンクラー。風の影響が少なく、樹冠各部、葉の裏表にまんべんなく農薬を付着させ、高い防除効果を発揮し、農地周辺への影響を最小限に食い止めることも期待できる。

生産緑地

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、一定の要件を満たした農地を指定する。生産緑地に指定されると、一定期間、農地として管理する義務を負う一方、税の軽減措置が受けられる。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生態系は、野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしており、その捉え方は、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりから、地球という巨大な空間まで様々である。

生物相

特定の地域に生育・生息する生物の種類組

成。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。より広義には、「微生物相」（特定の地域にいる微生物の種類組成）を加えることもある。

生物多様性

地球上の生物とその生育・生息環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、政府が策定する計画。

ゼロエミッション

産業活動が廃棄物、排水、排気などの排出物を出すことを当たり前とする産業構造を、全ての物が利用される資源循環型に転換すること。

ゼロカーボン

企業や家庭などから排出される二酸化炭素（カーボン）などの温室効果ガスを削減し、削減しきれない排出量を森林の吸収分と相殺して、実質的に排出量をゼロにすること。

ゼロカーボンシティ

令和32（2050）年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のこと。

夕行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類が

あり、種類によって毒性が異なる。化学物質の製造や燃焼、ごみの焼却などに伴って発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質により大気が汚染されること。

太陽光発電

シリコンなどの半導体で作られた太陽電池を使い、太陽の光エネルギーを吸収して直接電気に変換する発電方式。枯渇の心配がなく、発電の際の二酸化炭素の排出がない。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指す社会のこと。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

地産地消

地域で生産された物（食品、農産物）を地域で消費すること。また、地域で必要とする

物は地域で生産すること。物を遠方から輸送する際のエネルギー（フード・マイレージ）の削減につながるという視点からも注目されている。

低燃費・低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。

電気自動車（EV）

電気エネルギーで走行する自動車のことで、動力装置は電気モーター、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず騒音も少ない。

都市計画マスタープラン

都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりに向けて、都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針をあらわすもの。

土壌汚染

土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ったり、有害な物質を含む液体を地下にしみ込ませてしまったりすることなどが考えられる。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれる。

ナ行

二酸化炭素（CO₂）

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生

成される無色無臭の気体であり、炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約 0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費などエネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でももっとも根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

二酸化窒素（NO₂）

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

日平均値の年間 98%値

1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1年間に測定された全ての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

燃料電池自動車（FCV）

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

ハ行

廃棄物

物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、ごみ、燃え殻、汚

泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から排出される生ごみや粗大ごみなどの一般廃棄物と、主として事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物に区別される。一般廃棄物には、一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれており、発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

ハイブリッド車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語 (biotop) で、野生生物の生息空間を意味する。最近では、池を設けたり草木を植えたりして、野生生物が住みやすい空間を再現したものを指すことが多い。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

フードシェアリングサービス

売れ残りを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングする（組み合わせる）サービスのこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設等に無償分配する活動・団体のこと。

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち粒径が 10 ミクロン (1 mm の 100 分の 1) 以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が 2.5 ミクロン以下のもの (PM2.5) については、特に健康への影響が指摘されている。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

外部から電源をつないで充電できるハイブリッド車のことで、電気自動車とは違いエンジンも搭載しているため、ガソリンエンジンで自走することもできる。ハイブリッド車に比べるとバッテリー容量も大きいものが多く、電気のみでの航続距離もハイブリッド車より長くなる。

防薬シャッター

薬剤散布時の近隣への飛散防止設備。

マ行

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差し

を避け、エアコンなどの冷房費削減につながる
ことが期待される。

みどり率

緑が地表を覆う部分に公園や水面などの
オープンスペースを加えた面積が、地域全体
の面積に占める割合のこと。

ヤ行

有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン
等、環境中での分解性が著しく低く、人体に
悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村
長が、都道府県公安委員会や道路管理者に対
して、交通規制や道路の改善など、道路交通
法の規定による措置を要請することができる
騒音及び振動レベルのこと。

ラ行

リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。
回収されたものを原材料として利用するマ
テリアルリサイクルと、廃棄物の焼却の際に
発生する熱をエネルギーとして利用するサ
ーマルリサイクルの2つに分けられる。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じ
て回収し、製造メーカーが洗浄して再び使用
する容器。

リデュース

廃棄物の発生抑制のことであり、再使用や
修理、廃棄物の発生が少ない商品の購入、コ
ンポストによる生ごみの減量化などがある。

リフューズ

不要なものやごみになるものを受け取ら
ない、拒否することでそもそも廃棄物を発生
させないこと。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器など
を再使用すること。回収された使用済み機器
などをそのまま、もしくは修理などを施した
上で再び利用する「製品リユース」や製品を
提供するための容器などを繰り返し使用する
「リターナブル」、回収された機器などか
ら再使用可能な部品を選別し、そのまま、も
しくは修理などを施した上で再度使用する
「部品リユース」などがある。

数字・アルファベット

30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）

令和12（2030）年までに生物多様性の損失
を食い止め、陸域及び海域の30%以上を健
全な生態系として効果的に保全しようとする
目標のこと。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、
Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文
字を表したもの。Reduce（リデュース）は、
使用済みになったものが、なるべくごみとし
て廃棄されることが少なくなるように、もの
を製造・加工・販売すること。Reuse（リユ
ース）は、使用済みになっても、その中でもう
一度使えるものはごみとして廃棄しないで
再使用すること。Recycle（リサイクル）は、
再使用ができずにまたは再使用された後に
廃棄されたものでも、再生資源として再生利
用すること。

3R活動とは、3つのRに取り組むことで、
ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立
処分による環境への悪い影響を極力減らす

ことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

4 R + 1（フォーアールプラスワン）

3 Rに Refuse（リフューズ＝ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないこと）を加え、4 Rとしたうえで、さらに市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体と行政の「協働（Cooperation）」により、それぞれの立場で知恵を出し合い、着実に進めていくことをあらわした考え方（「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念となっている）。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

ESD（持続可能な開発のための教育）

持続可能な開発を進めていくために、あらゆる領域から、学校教育、学校外教育を問わず、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、教育・啓発活動を推進していくもの。この教育の範囲とは、環境、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権教育、国際理解教育、貧困撲滅、識字、エイズ、紛争防止教育など多岐にわたる。

HTT（エイチ・ティー・ティー）

東京都が進めている取り組みで、Hは「減らす」、Tは「創る」、T「蓄める」の三つの切り口で、中長期的なエネルギーの安全確保を推進している。

i バス

市が運行しているコミュニティバス（稲城市循環バス）である。全路線ともに、小田急バスに運行が委託されている。

OECM（オー・イー・シー・エム）

Other Effective area-based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

pH（水素イオン濃度指数）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH試験紙やpH計などで簡易に測定できる。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

ppm（ピー・ピー・エム）

英語で百万分の1を意味する言葉（parts per million）の頭文字をとって作られた単位。%（百分率）と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

PRT法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、事業者が自ら把握して東京都を經由して国に届け出るとともに、国は、事業者からの届出や統計資料を用いた統計に基づいて排出量・移動量を集計・公表する法制度。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と呼ぶ。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

Society 5.0 (ソサイエティ5.0)

「第5期科学技術基本計画」において、日本が目指すべき未来社会として提唱されたもので、その一例としては「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会」と挙げられる。狩猟社会(社会1.0)、農業社会(社会2.0)、産業社会(社会3.0)、情報社会(社会4.0)に続く社会を目指すものとしている。

SS (浮遊物質)

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。排水の排水基準、公共用水域の環境基準、下水道への放流基準で規制されている。

ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

ZEV (ゼブ)

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと。



第三次稲城市環境基本計画

令和5年3月

発行：稲城市

編集・製作：稲城市都市環境整備部緑と環境課

東京都稲城市東長沼2111番地

TEL 042-378-2111